

II

地域型保育事業

1 地域型保育事業の種類

- (1) 家庭的保育事業
2歳児クラスまでの児童を対象に、定員5名以下の少人数で家庭的な雰囲気の中で保育する事業です。
- (2) 小規模保育事業
2歳児クラスまでの児童を対象に、定員6～19名と比較的小規模な環境で、家庭的保育事業に近い雰囲気の中で保育する事業です。
- (3) 事業所内保育事業
事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。
※現在品川区では実施していません。
- (4) 居宅訪問型保育事業
満1歳以上の児童を対象に、障害・疾病等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅にて1対1で保育する事業です。

2 家庭的保育事業、小規模保育事業

●申請から利用開始まで

- (1) 「保育の必要性」の認定・利用申請
認定および利用申請方法・申請締切日・必要書類は認可保育園の申請と同様です。「●保育園等の利用の流れ」(P.18)、「●利用申請の方法」(P.19) および「●令和6年4月以降の申請に必要な書類」(P.22～23)等をご確認ください。
すでに認可保育園の利用申請をされていて、地域型保育事業も希望する場合は、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」をご提出ください。
- (2) 利用調整（入園選考）
希望者が受入可能数を超える場合には「保育所等利用調整基準（選考基準）」により利用者を決定します。
- (3) 内定～利用開始
認可保育園の結果発表日に、文書で通知します。その後、保護者の方が事業者と面談し、双方合意のもと保育委託契約を結びます。利用開始は契約翌日からです。
※3歳になった年度末（2歳児クラス）までのお預かりです。
※家庭的保育事業の利用を希望する場合は、短時間認定を受けることが必要です。標準時間認定の方は家庭的保育事業の申請はできません。

※保育園の運営上、特別支援児童（P.21参照）の保育ができない場合があります。

※給食は各施設で提供しています。提供方法は外部搬入のお弁当、連携施設からの搬入、自園調理等になります。詳細は、直接施設にお問い合わせください。

●基本開園時間

(1) 家庭的保育事業

午前8時から午後6時まで

(2) 小規模保育事業

午前7時30分から午後6時30分まで

※延長保育の実施の有無および延長保育料については、直接、各施設にお問い合わせください。

なお、家庭的保育事業は短時間認定を受けた方（上記時間中8時間以内の利用）のみ在園できる施設ですが、最大で10時間（別途料金発生）まで利用できます。



●保育料

認可保育園と同様、保護者の区市町村民税合計額に応じた料金です。ただし、経過措置として暫定的に標準時間認定（8時間超）においては上限25,000円、短時間認定（8時間以内）においては上限20,000円です。（「別表5 保育園等保育料一覧」（P.68）参照）。保育料は、直接施設へお支払いください。

※基本開園時間を超えて利用する場合には延長保育料がかかります。料金は、直接施設にご確認ください。

※短時間認定の児童が、基本開園時間内で8時間を超えて利用する場合は、**時間内延長保育料**がかかります（「●保育の必要時間について（P.16）」参照）。料金は、直接施設にお問い合わせください。

●家庭的保育事業 一覧

名称	所在地	連絡先	定員	対象クラス
内山 尚恵	西品川2丁目	3491-7359	5名	0～2歳児
林 とし子	南品川2丁目	6433-0701	5名	0～2歳児

●家庭的保育事業を利用する際の注意事項

家庭的保育事業者がやむを得ず休園する場合は、代替保育として、区立保育園での一時保育を実施することがあります。その際、事業者と保育園の間で保護者の勤務状況や児童の様子等、保育に必要な情報を共有します。なお、一時保育は午前7時30分から午後6時30分までの間で保育が必要な時間に限りませのでご了承ください。

※基本開園時間外の延長保育はしていません。

●小規模保育事業 一覧

名 称	所 在 地	事業者名・連絡先	定員(0~2歳児)	延長対応※1
ウィズブック保育園 大森海岸 ※2	南大井2-4-8	(株) アイ・エス・シー Tel. 050-1745-3800	15名	×
うみのくに保育園 なかのふ	戸越6-14-4	(株) 空のはね Tel. 6426-6516	19名	×
おうち保育園 おおいまち ※3	東大井6-11-9	NPO法人 フローレンス Tel. 3764-9223	12名	×
おうち保育園 ごたんだ ※3	東五反田2-16-2	NPO法人 フローレンス Tel. 6277-1563	12名	×
五反田せせらぎ保育園	西五反田2-18-3	幼児活動研究会(株) Tel. 6420-0251	9名	×
こどもヶ丘保育園 大井町園	大井1-48-9	(株) チャイルドビジョン Tel. 6809-9951	12名	×
サニーチャイルド とごし	平塚 1-13-9-101	坂本産業(株) Tel. 6426-1222	11名	×
サニーチャイルド にしおおい	二葉2-21-6	坂本産業(株) Tel. 6327-0584	11名	×
しいのみ保育園	南品川2-15-14	(福) あざみ会 Tel. 6433-1604	16名	○
チャイルドマインダー 荏原中延	中延2-5-10	NPO法人 家庭的保育支援協会 Tel. 6426-6510	9名	×
ナーサリーおひさま	旗の台5-14-4	(有) ワイアンドエム Tel. 6421-5978	12名	×
はぐはぐキッズ荏原町	中延5-6-9	はぐはぐキッズ(株) Tel. 6314-6560	12名	×
はぐはぐキッズ西大井	西大井2-4-6	はぐはぐキッズ(株) Tel. 6417-1748	12名	×
保育ルームClover 西小山園 I・II ※4	小山6-8-13 1階	(株) グランドクロス Tel. 6426-7890	31名 (I:12名 II:19名)	○
星のおうち戸越銀座	平塚2-5-12	(株) 城南ナーサリー Tel. 6451-3520	12名	○
めるへんキッズ戸越	豊町1-4-9	(株) めるへんキッズ Tel. 6426-7013	12名	×

※1 延長保育の利用料・対応時間・年齢等は、直接施設にお問い合わせください。

※2 入居建物の建替工事のため、令和9年3月まで仮設園舎で保育します。

※3 保護者の方の同意のもと、おうち保育園ごたんだまたはおうち保育園おおいまちにて土曜日の共同保育をする場合があります。詳細は、直接施設にお問い合わせください。

※4 内定後に I・II のいずれかに振分けます。

③ 連携施設について

家庭的保育事業・小規模保育事業は、保育内容の支援（園庭開放・合同保育の実施等）および3歳児クラス以降の受け皿等としての連携施設が確保されています。※1

各小規模保育事業等の連携施設については、下記をご参照ください（連携施設は変更する場合があります）。下記の小規模保育等に在園している児童が転園申請をする場合には、「認可保育園に在園している児童の転園申請」と同等に扱います。また、連携施設が複数ある場合は、必ずしも希望した連携施設に入園できるとは限りません。特定の連携施設に希望者が集中した場合は、「保育所等利用調整基準（選考基準）」で利用調整をします。

なお、品川区外に転出後、継続して小規模保育等に通園している場合や、品川区外から転入予定なく申請し、内定後継続して品川区外より通園している場合、連携施設へ進級できません。

小規模保育等（0～2歳児クラス）	連携施設（予定）（3～5歳児クラス）
内山 尚恵	ゆたか
林 とし子	東大井／北品川／ソラストひがしおおい／さくらさくみらい東品川
ウィズブック保育園大森海岸	水神／大空と大地のなーさりい大森駅前園／キッズガーデン南大井／ポピズナーサリースクール勝島
うみのくに保育園なかのぶ	西中延／東中延／南ゆたか／キッズラボ中延園／はぐはぐキッズこども園中延
おうち保育園おおいまち	大井／東大井／大井町えほん
おうち保育園ごたんだ	五反田／大崎ひまわり／Gakkenほいくえん 大崎／キッズガーデン（北品川・五反田駅前）
五反田せせらぎ保育園	東五反田／認定こども園こっころ／ベネッセ大崎広小路
こどもヶ丘保育園大井町園	一本橋／大井倉田／二葉／あいのもり
サニーチャイルドとごし	平塚／東戸越／ソラストえばら
サニーチャイルドにしおおい	伊藤／二葉つぼみ／キッズガーデン品川豊町
しいのみ保育園	東品川／アイ／さくらさくみらい北品川／くりのき／太陽の子南品川／どんぐり
チャイルドマインダー荏原中延	中延／西中延／チャイルドマインダー平塚荏原
ナーサリーおひさま	西中延／旗の台／グローバルキッズ荏原町／空のはねこども園はたのだい
はぐはぐキッズ荏原町	源氏前／富士見台／キッズタウンにしおおい／ソラストなかのぶ／このえ中延
はぐはぐキッズ西大井	滝王子／西大井／グローバルキッズ西大井園／西大井えほん
保育ルームClover 西小山園Ⅰ・Ⅱ	清水台／ウィズブック保育園荏原／ウィズブック保育園武蔵小山パルズ／キッズガーデン品川洗足／ソラストむさしこやま／さくらさくみらい武蔵小山
星のおうち戸越銀座	西五反田第二／ソラストふどうまえ／こどもヶ丘保育園小山園／ポピズナーサリースクール西五反田
めるへんキッズ戸越	西品川／ゆたか／キッズガーデン品川西五反田／そらのいろ

※1 例年9～10月頃に連携施設への進級にかかる選考をします。

そのため、選考終了後に入園された2歳児クラスの児童については、入園時点で空きのある連携施設について、進級の意向を確認のうえ手続きをします。

4 居宅訪問型保育事業

●申請要件（資格）

- ①品川区在住の児童で、保育認定を受けていること
 - ②未就学児であること
 - ③集団保育が困難であると認められること
- ※③については、特別支援保育審査会において判断します。

●対象児童

肢体不自由児、重症心身障害児等

口鼻腔吸引、経管栄養（経鼻栄養、胃ろう、腸ろう）、酪素等の医療的ケアを必要とする児童
疾病等で認可保育園等に入園できない児童

事前審査において預かりが可能と判断された児童

※上記医療的ケア以外の児童（例：気管切開、人工呼吸器など）については、事業者までお問い合わせください。

●利用可能日・時間

利用可能時間：1日最大8時間

開園時間：午前8時から午後6時まで（月曜日～金曜日）

休園日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始

※気管切開または人工呼吸器を使用している呼吸器系疾患のある児童については、保育時間が週12時間程度になる場合があります。（一例：1日3時間 × 週4日）。また、保育中にご家族の在宅をお願いする場合があります。児童の体調によりますので、詳しくは事業者までお問い合わせください。

●保育料

認可保育園保育料と同様

●居宅訪問型保育事業 事業者

名称	事業者	連絡先
障害児訪問保育アニー	NPO法人フローレンス	6811-0907

※利用を希望する場合、面接等の事前審査が必要です。

詳細は保育施設運営課保育・教育担当（特別支援）までご相談ください。

Ⅲ

保育園に在園している方へ

1 保育園の預かり時間について

●開園時間と保育時間（児童をお預かりする時間）

保育園の基本開園時間は月曜日から土曜日（祝日、年末年始は除く）の午前7時30分から午後6時30分までです。そのうち保育時間は、保育認定における「保育標準時間」（8時間超）と「保育短時間」（8時間以内）の区分と、保育を必要とする事由およびその内容により、個別に定めます。保育認定の時間は保育の必要時間を便宜的に8時間を目安として区分したものであり、**実際の保育時間は、各家庭の状況に応じて決まります。**就労の場合は、勤務時間+通勤時間が、児童をお預かりする保育時間です。

なお、短時間認定の児童の保育時間帯は、保育園により異なりますので、必ず「●短時間認定における保育時間について」（P.16）をご確認ください。

なお、延長夜間保育の詳細は、「⑤ 延長夜間保育について」（P.28）を参照してください。



●入園当初のお預かりについて

品川区では、保護者の希望に応じて、入園した月の範囲内で一週間以内の慣らし保育を実施しています。詳細は入園内定後の面談で、保育園にご相談ください。

2 在園資格について

●入園後の家庭状況等の変更について

保育園入園後、ご家庭の状況に以下のような変更があった場合は、必ず保育園に「認定変更申請書兼 勤務に関する変更届（在園児用）」を提出してください。変更届は各保育園で配布しています。変更届以外にも書類提出が必要な場合があります。

認定内容・必要量を変更する場合には、必ず前月20日までに、書面で届出をしてください。

なお、保育の認定内容・必要量については、保護者の就労等の要件により、世帯で決定しているため、兄弟姉妹2人以上在園している場合においても、兄弟姉妹それぞれで異なる認定内容・必要量で認定はしません。

- ①認定申請内容（認定区分・保育の必要性の事由・保育必要量等）を変更するとき
- ②保護者の勤務先・勤務時間など、就労状況を変更したとき
- ③出産・育児に伴う休業を取得するとき
- ④住所・電話番号を変更したとき
- ⑤保護者が変更したとき
- ⑥世帯人員が増減したとき
- ⑦その他、家庭の状況に変更があったとき

●在園資格の注意点

次の場合は、保育園の在園要件（資格）を満たしていないため、退園となりますので、ご注意ください。

- ①求職中の理由で入園した方が、入園から2ヶ月以内に勤務を開始しない場合（保育園の基本開園時間内で月12日以上かつ1日あたり4時間以上目安の就労）。
- ②就労要件で入園した後、退職等により新しい勤務先が2ヶ月以内に決まらない場合。
- ③保育を必要とする事由がなくなった場合。
- ④2ヶ月を超えて通園しない場合。

年に一度、在園資格を確認するため、書類の提出が必要です。
また、ご家庭の状況については、必要に応じ、調査する場合があります。

●産休・育休中の在園資格について

保護者が第2子以降の出産にあたる場合、出産月を挟んだ前後2ヶ月間（計5ヶ月間）については**出産要件**として、在園している児童をお預かりします。その後、法律に基づく育児休業を取得する場合は、育児休業対象の児童が満1歳となる年度末まで、上の児童の在園を認めます。上の児童が翌年度で5歳児クラスになる場合には、卒園まで在園を認めます。

※区外に転出後、引き続き品川区内保育園の在園を希望する場合には、**転出した年度の末日までの期間に限り**、育児休業中の在園を認めます。また、区外に転出後、育児休業を取得した場合には、**取得した年度の末日までの期間に限り**、育児休業中の在園を認めます。育児休業終了後、復職した場合でも、今の保育園に通い続けることはできません。

●退園する場合の手続き方法

転居または家庭で保育が可能となったために退園する場合は、保育園に「退園届」を提出してください。「退園届」は、各保育園で配布しています。**品川区外に転出し、引き続き同じ保育園に通園を希望する場合も、「退園届」の提出が必要です。**詳細は、下記「●区外転出後も通園を希望する場合」をご確認ください。

●区外転出後も通園を希望する場合

品川区外に転出し、引き続き同じ保育園に通園を希望する場合は、**必ず住民登録異動月中に**、下記①・②の手続きが必要です。**手続きが遅れた場合は在園できない場合もありますので、ご注意ください。**

- ①通園されている保育園に「退園届」を提出する。（退園届の中の、「引き続き～保育園に通園する」欄に記載してください）
- ②転出後、転出先市区町村で品川区認可保育園の継続通園の利用希望を申請する。（市区町村によっては、利用希望を受付できない場合もあります。必要書類等も含め、転出先市区町村に事前にご確認ください。）

③ 保育園での持ち物・食事等について

保育園によって内容が異なります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

●区立保育園での持ち物・食事等について

(1) 入園の際の持ち物

入園後に用意する物、また用意する時期については、保育園によって内容が異なりますので、入園
内定後、各保育園での面接時に詳しく説明があります。**児童の全ての持ち物に、記名または別布で
名前を縫い付けてください。**

(2) シーツ・布団について

午睡用布団・簡易ベッド・シーツ等をお貸しします。(保育園によって使用するものが異なります。)
シーツ等は、指定された日に保護者が交換します。おもらし等でシーツが汚れてしまった場合は、
ご家庭で洗濯してください。

(3) 保育園での食事について

栄養のバランスを考えた給食(昼食・おやつ)を提供しています。その他に、1・2歳児クラスに
は、午前のおやつとして牛乳を提供しています。0歳児クラスは発達に応じた食事(離乳食)、ミ
ルクを提供しています。

延長保育を利用する場合は、利用時間に応じて補食を、夜間保育を利用する場合は夕食を提供して
います。

また、冷凍母乳も対応しています。ご希望の方は、入園内定後、各園での面接時にご相談ください。

0歳保育を実施していない保育園の給食は、離乳完了期食から提供します。

(4) 食物アレルギーのある児童の給食について

食物アレルギーのある児童に対して、医師の診断・指示に基づき、集団保育および集団給食におい
て可能な範囲でアレルギーを除去した給食を提供しています。

ただし、給食の範囲内で対応できない際は、お弁当の持参が必要になる場合があります。

入園内定後、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」(品川区立保育園)を提出してくだ
さい。保育園で面談を実施のうえ、対応を決定します。保育園給食での食物アレルギー対応につい
ては、各保育園または保育施設運営課栄養指導係へご相談ください。

(5) 保育園での与薬について

医師から児童に処方された薬は、医療機関または保護者が与えるものですので、保育園では児童に
与薬することはできません。

ただし、慢性疾患など特定のやむを得ない事情がある場合のみ、所定の手続きをしたうえで、保育
園職員が保護者に代わり与薬の協力をします。

Ⅳ

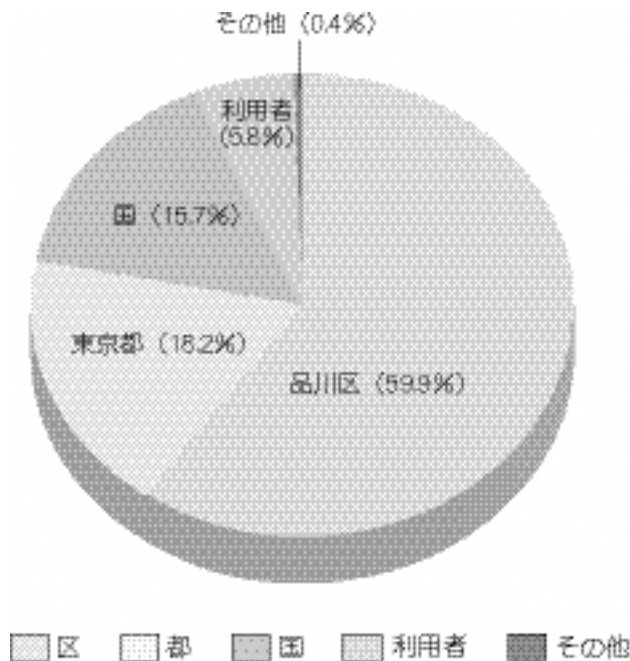
保育料について

保育園保育料の一覧表は、「別表5 保育園等保育料一覧」(P.68)をご参照ください。

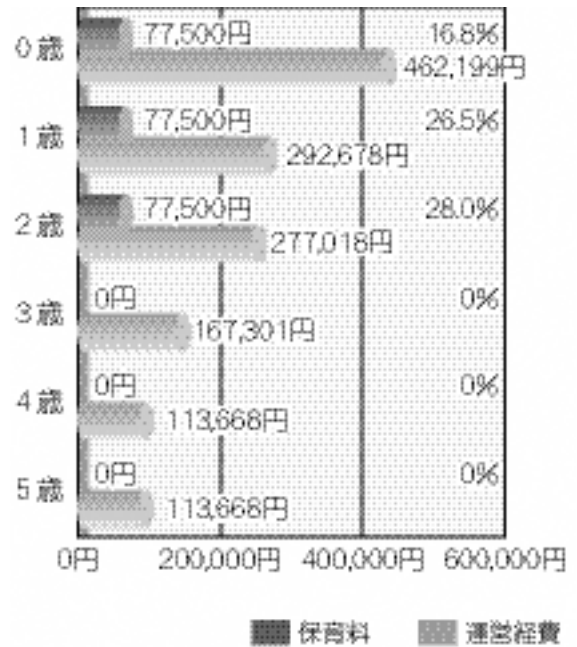
保育料は、保育園を運営するための重要な財源の一部です。

品川区では、保育園の運営経費は保育料と国・都・区の負担金でまかなっており、令和4年度において保護者が負担する保育料は保育園の運営経費の約6%です。なお、保護者の負担を軽くするため、国が定める保育料の一部を区が負担していることから、実際の保育料は、現在国が定める保育料より低額となっています。

運営経費の負担内訳
(令和4年度)



令和4年度保育料（最高額）と
運営経費の比較



●保育料の算定方法

保育料は、児童のクラス年齢および保護者の区市町村民税所得割額に基づき決定します。8月までは前年度分、9月以降は当年度分区市町村民税所得割額に基づき決定します。

※父母ともに非課税で祖父母と同居している場合、祖父母の所得割額が合算対象になることがあります。

※海外収入がある場合は、海外収入を含めた所得で所得割額を再計算し、階層を決定します。

- ・保育認定の区分により保育料が異なります。品川区では、保育時間に応じた保育料負担という趣旨から、短時間認定の保育料は、標準時間認定の約80%程度です。
- ・家庭的保育事業と小規模保育事業は、経過措置として暫定的に標準時間認定の保育料は上限25,000円、短時間認定の保育料は上限20,000円です。

〔参考〕認可保育園の標準時間認定保育料を100%とした場合の保育料比較

施設区分	標準時間認定	短時間認定
認可保育園	100%	80%
家庭的保育事業 小規模保育事業	80%（ただし、25,000円を超える場合は） 25,000円が上限	64%（ただし、20,000円を超える場合は） 20,000円が上限

●保育料の納付について

保育料の納付方法は、原則として金融機関からの口座振替です。口座振替依頼書に、必要事項を記載・押印のうえ、口座振替先の金融機関にご提出ください。

口座振替先の金融機関に提出後、お客様控への写しを保育園または保育入園調整課入園相談担当にご提出ください。保育料は毎月末日の引落としです。月末日が土・日・祝日・年末年始にあたる場合は、金融機関の翌営業日が引落日です。引落日口座の変更が必要な場合は、各保育園で配布している口座振替依頼書で、再度手続きをお願いします。

※1日でも保育園に在籍している場合は、登園日数にかかわらず1ヶ月分の保育料がかかります。

※保育利用の内定を辞退される場合については、速やかに入園辞退届を提出してください。

※私立認定こども園および地域型保育事業は、保育園に直接納付してください。

●兄弟姉妹で保育園に入園する場合の保育料について（多子軽減適用）

生計を一にする2人以上の児童がいる場合、最年長の児童を第1子として、第2子以降の保育料は無償です。

ただし、**在園児童の兄弟姉妹の住民登録が異なる世帯**は申請が必要ですので、以下の申請方法を確認のうえ、必要書類をご提出ください。

○申請方法

下記の書類を保育園または保育入園調整課入園相談担当までご提出ください。

- ①各保育園にある「保育園保育料多子減額申請書」
- ②別居している児童自身の住民票の写し（筆頭者記載のもの）
- ③扶養していることが確認できる書類（例：生活費・学資金等を振り込んだ内容が確認できるもの）

※その他、状況に応じて追加の書類をご提出いただく場合があります。

※入園後、在園児童の兄弟姉妹に住民登録の異動があった世帯は「認定変更申請書 兼 勤務に関する変更届（在園児用）」にて申請が必要です。

（保育料が大きく変更になる可能性がありますので、必ずご申請ください。）

●年収約360万円未満相当世帯の多子軽減について

- ①区市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯は、第1子の保育料が半額です。

※すでにひとり親の認定を受けている世帯は申請不要です。

- ②区市町村民税所得割額が77,101円未満世帯で、同一世帯内に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる場合も、第1子の保育料が半額です。

※申請が必要です。保育園にある「保育料軽減申請書」を保育園または保育入園調整課入園相談担当までご提出ください。

●保育料の減額について

保護者からの申請に基づき、減額基準に該当した場合、減額を適用します（同一期間内における減額適用理由は1つです）。詳細は保育入園調整課入園相談担当までお問い合わせください。

(1) 減額を希望する理由の例（理由は1つしか選択できません。）

- ① 罹災等の理由により区民税額の納付が免除・猶予されたとき
- ② 出生により、稼働能力のない世帯員が増加したとき
- ③ その年の主たる稼働者が失業したとき（自己都合による退職は対象外）
- ④ 世帯の平均収入月額が前年の平均収入月額より著しく低下したとき（認定要件が妊娠・出産、育児休業の場合は対象外）

(2) 申請方法

「保育料減額申請書」および必要な書類を、保育園または保育入園調整課入園相談担当までご提出ください。

(3) 必要書類

減額を希望する理由によって異なります。詳細は保育入園調整課入園相談担当へお問い合わせください。

※審査の結果、減額が適用にならない場合、または減額が適用になっても保育料が変わらない場合があります。

※減額は、原則、申請があった日の翌月から適用します。

※減額の適用期間は理由によって異なります。

●保育料の免除について

保育園に在園している児童が傷病のため、やむを得ず長期にわたって登園できない場合、2ヶ月以内に限り保育料を免除します。申請方法および必要書類については、保育園または保育入園調整課入園相談担当までお問い合わせください。

※保育料免除は、申請があった日の翌月から適用します。事後の申請は受付できないため、早めにご連絡・ご相談ください。

※免除期間中に1日でも保育園に通園する場合は、免除の対象外です。

※在園している児童本人の傷病以外の家庭の事情（里帰り出産を含む）等の欠席の場合は、免除の対象外です。

※免除期間を除き、2ヶ月を超えて通園しない場合は、退園となります。

●病児保育

保育園・幼稚園等に通園している児童が疾病のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に児童を一時的にお預かりします。詳細は、保育施設運営課運営支援担当へお問い合わせください。

(1) 実施機関

	実施機関	所在地	定員	事前登録	利用方法	連絡先
医療機関併設型	病児保育室森のおうち (こどもの森クリニック)	上大崎3-3-1	7名	必要	電話で予約状況を確認し、 主治医 の診察を受け「病児保育医師連絡票」(品川区指定様式)を記載してもらいます。当日は、 実施医療機関 で受診後に利用可能です。	5798-4141
	病児保育キッズベル品川 (鈴の木こどもクリニック)	戸越1-3-1	4名			3786-0318
保育所併設型	病児保育室ソラストキッズケア (ソラストえばら保育園)	中延2-6-4	6名			電話で予約状況を確認し、 登録医療機関 の診察を受け「病児保育医師連絡票」(品川区指定様式)を記載してもらいます。当日は、 登録医療機関 で受診後に利用可能です。

※お問い合わせは、午前8時30分～午後6時です。

※保育・診療中等は、電話に出られない場合があります。

(2) 対象

生後6ヶ月から就学前まで

(3) 利用日

原則として1回の疾病につき7日間以内で、医師が必要と判断した期間の月曜日から金曜日まで
(土・日・祝日、年末年始は除く)

(4) 保育時間

午前8時30分から午後6時までのうち、保育を必要とする時間

(5) 費用

児童1人につき1日2,000円(区外在住者は、児童1人につき1日5,000円)

※ミルク・お弁当・おやつ等の食事を持参してください。

※一部の世帯に対し、利用料の助成を実施しています。

※無償制度の対象となる場合があります。

●病後児保育

区内在住で、保育園・幼稚園等に通園している児童が疾病の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に、児童を一時的にお預かりします。
詳細は、保育施設運営課運営支援担当へお問い合わせください。

(1) 実施園

(区立) 清水台保育園、西大井保育園、西五反田保育園 (私立) どんぐり保育園

(2) 申請方法

実施園に電話で空き状況を確認し、主治医の診察を受け「病後児保育室医師連絡票」(品川区所定様式)を記載してもらいます。また、利用する前日(休業日を除く)午後5時までに直接保育園に利用日時を予約してください。

(3) 利用日

医師連絡票の発行日から7日間以内で、医師が必要と判断した期間の月曜日から土曜日まで(日・祝日、年末年始は除く)

(4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間
※どんぐり保育園のみ午前8時30分から午後6時まで
※延長保育はしていません。

(5) 費用

認可保育園の園児は無料。(その他の児童は1日2,000円)
※一部の世帯に対し、利用料の助成を実施しています。
※無償制度の対象となる場合があります。

●休日保育

区内在住で、休日(日曜・祝日)に保護者が就労のため保育できない児童をお預かりします。保育園に在園していない児童も利用できます。
詳細は、保育施設運営課運営支援担当へお問い合わせください。**なお、(私立) そらのいろ保育園は申請方法・利用要件等が異なりますので、施設へ直接お問い合わせください(P.72~75)。**

(1) 実施園

(区立) 品川保育園、中延保育園 (私立) そらのいろ保育園
※令和7年4月より、品川保育園で実施している休日保育は、(区立) 大井保育園に変更となります。

(2) 対象

満4ヶ月から就学前までの健康な児童

(3) 申請方法

所定の「勤務証明書」をご用意のうえ、利用希望日1ヶ月前から3日前(土・日・祝日は除く)までに「品川区電子申請サービス」内「【保育施設運営課】休日保育受付申請」より申請してください。詳細は「休日保育のご案内」をご確認ください。

(4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間
※延長保育はしていません。

(5) 費用

児童1人につき1日2,000円
(ただし、保育認定または、施設等利用認定を受けている方は、一部を除き無料。)

●年末保育

区内在住で、年末に保護者が就労のため保育できない児童をお預かりします。保育園に在園していない児童も利用できます。

詳細は、保育施設運営課運営支援担当へお問い合わせください。

(1) 実施園、実施日、受付期間

詳細は、11月中に品川区ホームページ、広報紙でご案内します。

(2) 対象

満4ヶ月から就学前までの健康な児童

(3) 申請方法

所定の「勤務証明書」をご用意のうえ、申請受付期間内に「品川区電子申請サービス」内「【保育施設運営課】年末保育受付申請」より申請してください。

(4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間
※延長保育はしていません。

(5) 費用

児童1人につき1日2,000円

●一時保育

保護者が出産や疾病などのため、保育できない児童を一時的にお預かりします。詳細は、「一時保育のしおり」をご確認ください。

(1) 実施園

(区立) 全園
(区立民営) ぷりすくーる西五反田を除く全園

※各園の在園児童の状況により受入れ可能な範囲で実施しています。

また、年度ごとに申請要件によって選択できる園が変わります。詳細は「一時保育のしおり」をご確認ください。

(2) 定員

各園2名まで

(3) 対 象

生後4ヶ月から就学前までの集団保育可能な児童

※0歳児保育を実施していない保育園は、1歳児クラス以降の児童が利用できます。

※五反田第二保育園、二葉つぼみ保育園は、3歳児クラスまでの児童が利用できます。

(4) 申請方法

利用希望月の1ヶ月前の月初から、出産で利用する場合は出産予定月の3ヶ月前の月初から申請できます。

電子による申請は「品川区電子申請サービス」内「【保育施設運営課】一時保育利用申請」から、

電話による申請は保育施設運営課運営支援担当にお問い合わせください。

ただし、電子申請サービスで申請された方から優先して利用調整をします。

詳細は、「一時保育のしおり」をご確認ください。

(5) 利用日

利用開始日から2ヶ月以内で、必要な日のみ。(日・祝日、年末年始は除く)

※要件によって利用可能期間が異なるため、詳細は、「一時保育のしおり」をご確認ください。

(6) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間

※延長保育はしていません。

(7) 利用料

児童1人につき1日2,000円

●オアシスルーム

区内在住で、在宅で子育てをする保護者が通院、買い物、リフレッシュ等の間、一時的に児童をお預かりします(認可保育園等に通園している児童は利用できません)。

(1) 実施場所

施設名	連絡先	定員	対象児童	実施日	時間	料金	利用回数
荏原保健センター内オアシスルーム ※1	5487-1318	12名	生後4ヶ月から就学前の集団保育が可能な児童	月～土曜日 (祝日、年末年始を除く)	午前8:30～ 午後5:30	1時間 につき 500円	年度60回 以内
北品川第二保育園内オアシスルーム	5460-6065						
ものづくり創造センター内オアシスルーム	3776-7111						
平塚ゆうゆうプラザオアシスルーム	5751-7147						
戸越オアシスルーム	3787-7701						
伊藤児童センター内オアシスルーム	3771-7225	6名		月～土曜日 (祝日、年末年始を除く)	午前9:00～ 午後6:00		
西中延児童センター内オアシスルーム	3783-2891						
小関児童センター内オアシスルーム	3449-8227						
北品川児童センター内オアシスルーム	3471-2363						
東五反田児童センター内オアシスルーム	3443-6101						
ぶりすくーる西五反田内オアシスルーム	5759-8061	15名 ※2	月～金曜日 日曜日 (祝日、年末年始を除く)	午前8:30～ 午後5:30			
品川区役所第三庁舎内オアシスルーム	5742-3086						

※1 荏原保健センター内オアシスルームは、改修のため、西五反田6-6-6へ移転しています。(令和8年5月までの予定)

※2 15名のうち3名は、行政手続き等でご来庁の場合に利用できます。

(2) 予約方法

各施設利用予定日の1ヶ月前の同日午前9時から前日午後3時までにインターネット予約システムまたは各施設へお電話にて予約してください。

※初めて利用する場合は、実施場所にて登録が必要です（登録は年度内有効）。

1 施設で登録後は、全施設を利用できます。

ただし、2施設目以降は、初回利用前までに該当施設で面談をする必要があります。

※登録手続き終了後、インターネット予約用登録カードを交付します。

※登録の際は事前に電話にて予約してください。

※全実施場所で給食等の提供はしませんので、必要な方はお弁当等をご持参ください（ぷりすくーる西五反田では、有料で食事等の提供があります）。

詳細は、子ども育成課在宅子育て支援係へお問い合わせください。

●私立保育園等の一時預かり

私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業・認証保育所の一部でも一時預かりを実施しています。

申請方法・利用料等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。

●ベビーシッター一時預かり利用支援（未就学児だれでも子育てサポート）

区内在住の0歳児から5歳児を対象に、都の認定事業者かつ区の求める要件を満たすベビーシッターを利用した場合に、利用料の一部を補助します。

施設への在籍の有無は問わず、24時間365日、幅広い要件で利用できます。

事業者との契約は直接事業者へ、補助金の申請は保育入園調整課利用助成係へお問い合わせください。

●子育て交流ルーム

NPO法人が、短時間の保育・一時預かりをします。詳細は下記にお問い合わせください。

「品川宿おばちゃんち」 〒140-0001 品川区北品川2-19-6 Tel. 5463-6458

「昭和通りおばちゃんち」 〒142-0054 品川区西中延2-18-1 Tel. 5749-3212

●子育て体験事業

区内在住で保育園・幼稚園に通っていない就学前の児童と保護者・祖父母、または妊娠中の方等を対象に、区立保育園・区立幼稚園で随時実施する保育体験、子育て相談および園庭を開放しています。

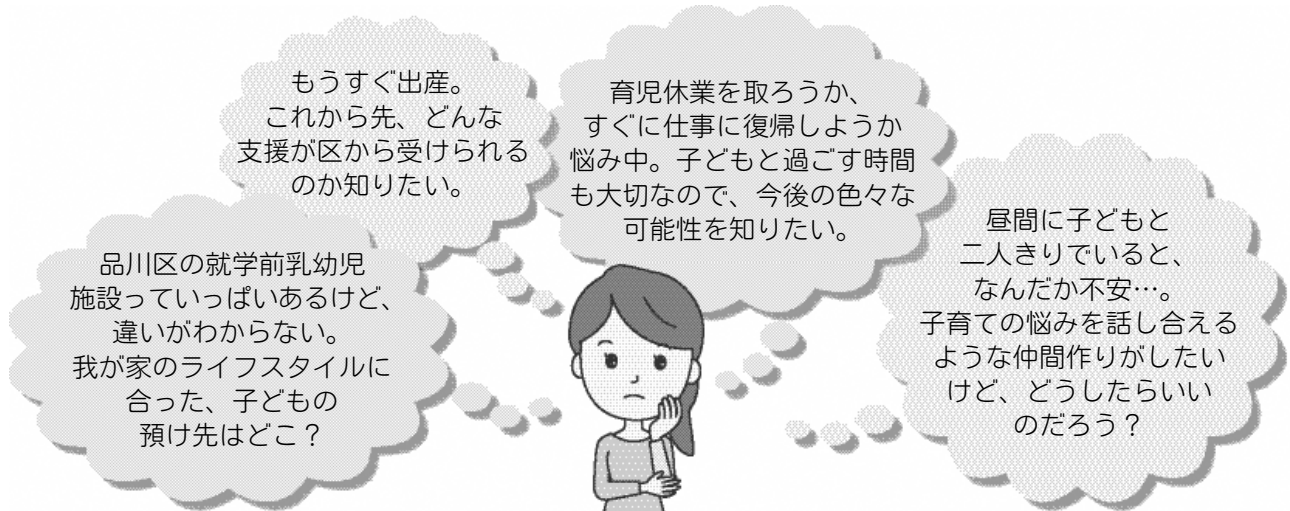
また、季節の行事等にも参加できます。品川区のホームページまたは広報紙の毎月21日号で実施内容を確認のうえ、希望園へ申請してください。詳細は、実施園もしくは保育施設運営課運営支援担当へお問い合わせください。

●栄養相談

区内在住で、就学前の乳幼児を養育している保護者を対象に、児童の食生活・栄養に関する相談を随時受け付けています。詳細は、保育施設運営課栄養指導係へお問い合わせください。

●しながわっ子 子育てかんがるープラン

保育施設運営課の子育て相談員が、妊娠中の方から小学校就学前までの児童の保護者を対象に、子育て相談を通して、子育て支援事業の紹介および情報提供をし、就学前の子育てプランを作成するお手伝いをします。



子育てに不安を抱えている、子育てをしながら仲間作りをしたい、幼稚園や保育園のことを知りたい等のさまざまなご相談に応じながら、保護者と一緒に、それぞれの家庭の子育てを考えます。

(1) 場 所

品川区役所第二庁舎7階 保育施設運営課保育教育担当

相談は1組1時間程度です。電話やWebを利用しての相談も受け付けています。

(2) 申請方法

「品川区電子申請サービス」にてご予約ください。

(以下のQRコードから確認できます)

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで



(3) 対 象

妊娠中の方から就学前までの児童のいる保護者

●ポップンルーム

主に在宅で子育て中の親子を対象に、安全に安心して遊べる場を提供しています。

※就学前の乳幼児と保護者が対象です。

※予約は不要です(イベントによっては申込み(予約)制)。直接施設へお越しください。

施設名	連絡先	実施日	時 間	料金
荏原保健センター内ポップンルーム ※1	5487-1318	月～金(祝日、年末年始を除く)	午前10時～午後4時	無料
北品川第二保育園内ポップンルーム	5460-6065			
平塚ゆうゆうプラザポップンルーム	5751-7148	月～土(祝日、年末年始を除く)	午前9時～午後4時30分	
ぶりすくーる西五反田内ポップンルーム	5759-8061	月～土(施設の休日を除く)	※2午前9時30分～午後4時30分	

※1 荏原保健センター内ポップンルームは、改修のため、西五反田6-6-6へ移転しています。(令和8年5月までの予定)

※2 子育て相談は午前9時～午後6時